

薬生食輸発0512第3号  
令和3年5月12日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(オランダ産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のテフルベンズロン、台湾産バナナのイミダクロプリド並びにベトナム産ドリアンのプロシミドン及びバナナのペルメトリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年4月30日付け薬生食輸発0430第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、台湾産バナナ及びベトナム産ドリアンのモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、台湾産バナナのイミダクロプリド及びベトナム産ドリアンのプロシミドンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、ベトナム産バナナのペルメトリンについて検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、これまでの検査実績を踏まえ、オランダ産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のテフルベンズロンについて、モニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

### 記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和3年 5月12日	台湾	バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イミダクロプリド)	TAIWAN CHIEN SHIH CHUAN INTERNATIONAL ENTERPRISE CORP.
	ベトナム	ドリアン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロシミドン)	TRI VIET FOOD AND AGRICULTURAL PRODUCTS CO., LTD.